

No.	意見等	見解
事業計画		
1	13,800m ² の伐採を行う計画であるが、伐採に使用する機材、方法等の記載がない。機材、方法によっては環境に負荷を与える可能性があるので記載すべきである。	一般的なチェーンソーを用いた伐採を実施します。工事計画については工事の主要な内容について記載し、主要な工事用機械としては規模の大きい主要な工事用機械を記載しており、細かな作業の内容や小規模な工事用機器は記載していません。
2	上記伐採に際して、チェーンソーあるいは類似の機材を用いて伐採すると思うが、チェーンソーであればチェーンソーオイル（エンジン潤滑油ではなく）が対象区域と周辺区域に飛散する。環境への負荷を減少するためにチェーンソーオイルは植物性、生分解性のオイルを使用すべきである。	環境負荷の低いチェーンソーオイルの使用を検討します。
3	送電線の地中化に逆行する計画 岐阜県においては、大きな災害を想定し、新しい法律に基づいて送電線の地中化を5千* ₀ にわたって進めようとしている。近い将来、電線は生活景観から消える時代を迎えている。大量の電流ほど災害には危険であり、50万ボルトも率先して再検討すべきである。	地中線は、架空線と比較し事故の復旧に時間を要し、長いときには数か月近くかかるということも想定されるため、中央新幹線の専用供給線である当該送電線については架空線としています。また、岐阜県の地中化計画については、送電線ではなく配電線（電柱）に関する計画であり、主に市街地や観光地等の配電線が主な対象ですので、今回の送電線の話とは異なる計画であると認識しております。
概況調査		
4	防災に関する記述がないのは何故か、安全であることが証明されていない。やり直すべきである 急傾斜地「崩壊」危険区域が存在する。土砂災害警戒区域がある言っているが、恵那文化センターにおいてこの点について質問をしたところ、「現場から離れているため問題がない」という回答であった。これがアセスメントの回答であったとしたら「推測で物を言っている」に過ぎない。昨今の異常気象などを想定し、最悪の災害時について考えられる防災措置ができているか調査して頂きたい。最新の知見に基づいてみると「現場から離れているため問題がない」のか、あいまいである。なぜ安全なのか証明されていない。（電気設備の省令による）推測でなく、調査はしたのかどうか。準備書全文を見ても書いていないということは、危険区域でありながら、調査をしなかったということになる。なぜ安全なのか、どのくらいの程度安全なのか」実際の調査結果を示されたい。なければやり直して頂きたい。	急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域から事業実施区域が十分離れていることから、環境項目選定・非選定理由において、『対象事業実施区域については、急傾斜地崩壊危険区域が存在しないため、地盤に係る環境影響要因は存在しない。従って、調査を行う環境項目として選定しない。』としております。
5	対象事業実施区域は保安林にかかるので、まず現在の保安林の機能を把握して工事中、工事後に保安林の機能が低下しないよう十分な対策を講じるべきである。	対象事業実施区域内の保安林については、土砂流出防備保安林です。保安林内の工事にあたっては、法令に従って必要な手続きを行うとともに、諸官庁の指示に従い適切に対応します。

No.	意見等	見解
調査等の項目		
6	<p>なぜ「住民の健康」問題を除外するのか。環境法第一条、電気事業法39条の趣旨、規定に反する。</p> <p>私は、アセス開始時の説明会で「自然環境の予測調査について実施するならば、動植物はもちろん人間の健康についても調査すべきである」と主張したが、対象外という説明であった。</p> <p>しかし、環境法第一条の目的によれば、環境影響評価は「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」とあり、みなさんの認識とはかなり異なるように思える。特に電磁波については無視しているが正当か。追加して「電磁波の影響」を調査すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHOは予防原則（2007）を適応することを求めている。0.3～0.4マイクロテスタで小児白血病発病率が上昇することをみとめ、「業界、自治体、住民」の話し合いを求めているが、三社の話し合いは実施したのか。 ・電気事業法は「事業用電気工作物は人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」としているが、50万V送電線および鉄塔の建設はこの条文に反しているのではないか。及ぼさないとどう証明するのか。 	<p>電磁界の居住環境における長期間のばく露と健康被害について、世界保健機関（WHO）は因果関係とみなせるほど強くないと結論づけています。※</p> <p>また、電力設備からの磁界の強さは法令で200μT以下と定められており、この規制値以下とします。</p> <p>以上のことから、電磁界については環境影響評価の調査項目としておりません。</p> <p>また、愛岐幹線No.93～No.1間において、設備上の最大容量で法令に定める200μTよりも十分低い値であることを計算にて確認しております（準備書P107）。</p> <p>過去に既設愛岐幹線No.93の鉄塔真下と送電線下にて、電流値が大きくなる7月の昼間に測定しており、測定値はそれぞれ0.17μT、0.1μTとなっております。</p> <p>計算値は設備上の最大容量における値であるため、実測値はそれよりも低い値になります。住民の皆様の電磁界に対する不安の声については、引き続き丁寧な説明を行いご理解いただけるよう努めていきたいと考えております。</p> <p>※「電磁界と公衆衛生 超低周波の電界及び磁界への曝露」（WHOファクトシートNo.322）</p>
7	<p>電磁波を調査しないのは不誠実、疑問に答えていない</p> <p>電磁波の被害について要約書では回答があいまいかつ不誠実である。恵那市長、岐阜県知事がそろって、「電磁波の影響について数値をふくめて住民の不安に丁寧に説明するように」との調査を求めたのに対し、中部電力は「国際期間や国の基準がこういっている」というだけであり、公表され済みの数値をもって今回なんの調査も行っていないことが明確になった。これでは知事や市長要求をコケにしていると同じであり、準備書としても極めて不十分である。殿様商売と言っても過言ではない。机上の計算だけで安全ですということが「中電としての丁寧な説明」なのか。はっきりして頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのうえ、これらの国際機関の疫学調査は、その多くが0.4や0.2マイクロテスタ程度の調査結果であり、日本の文部省が行った大規模調査もその微量な疫学調査であった。それですら白血病などの多発傾向を結論づけているのに対して、要約書が示した実際の強度は、その十倍以上ある。 ・また目の前の武並地域には現に50万ボルトが通っているが、なぜその下で実測しないのか、奇怪である。最大の電流が流れている場合に、日時を明確にして実測によって検証すべきである。 ・なお国際機関の調査も、200μTはもとより100μTで行われたものはない。いかにも国際期間といっても兜調査を覆す疫学調査は日本を含めて存在しない。県知事も恵那市長も「丁寧な説明」、「住民の不安を」解決するよう求めているのですが、一年かけてこの結果ではとてもまじめにやっているとは思えない。比較した調査結果を公表すべきである。 	<p>No.6と同じ</p>

No.	意見等	見解
8	<p>「環境影響評価準備書」を見ました。 電磁波の影響について、P106～107に述べられているが、もっと詳細な説明が必要と考えます。 植物・動物などの調査はかなり詳細に行われているが、人体に影響ある電磁波については地域的に多くの送電線がありそれらの観測データを示すべきと考えます。 また、2000μT以下では安全という基準についても、世界の各種報告をもとに見直す必要はないのですか。</p>	No.6と同じ
9	<p>リニアのお話その計画が始まる前にすべてをお話して下さるような市長様の礼儀正しい心にひびくご挨拶が市民の皆様にありましたでしょうか？そして人々はすべての事に対して共感してくれましたか？賢明な思考よりも慎重な行動が必要です又感動を与えられましたか？理解してくれましたか悩ませる様な事柄はありませんでしたか？生命に付いては皆様安心して下さいましたか？ これらの事柄がうまく理解できているのならリニアに付ての反対はまったく無いはずで送電線の真下においての電磁波公害のつらい話や健康を失ってしまうような心配はだれだって反対です。 生命があれば希望がある。ここに来て市民の反対があります事が本当の大きな失敗です。私たちの税金をリニアにあてて私たちの命を守ってくれてた病院をなくして何がリニアでしょうか？私たちの幸せを壊すような事はリニア関係の方々皆様やらないで下さい。人間なら人なら慎重な行動をとって下さい。皆んな生きているのです 生きているから良い事、悪い事がハッキリ言えるのです。</p>	No.6と同じ
景観		
10	<p>景観への影響は「大きくない」というのは主観的評価である。その基準を示せ。 要約書によれば、計画地域には4本の鉄塔があり、そこに二本の新たな鉄塔が建てられる写真が掲載されている（藤多目的研修センター前）。計6本になるが、評価として「影響は大きくない」ということである。この地域にはその他一般の既設ノ電柱が乱立しているように見えるが、この風景、この景観は24時間365日この地域で暮らす人々にとって「影響は大きくない」ということがどうしていえるのか。その指標となる基準は何か。要約書で使われている「影響は小さい」と「影響は大きくない」はどう違うのか、会社としての、景観に対する認識を明確にしていきたい。 ・50万Vの延長線上にある154千V鉄塔などは、全く鉄塔がない山里地域に鉄塔を建てた場合も同じ認識で対応しているのか。</p>	<p>電線路の存在が景観に与える影響については、不特定多数の人々が利用する主要な眺望点において、事業により新設される構造物等の見かけ上の大きさを「見込角」として把握し、その大きさを比較に用いることで影響の程度を客観的に予測・評価しています。 さらに本事業では、景観の予測評価にあたり、鉄塔が増えるものの、「改変面積を小さくする」、「コンパクトな形状を採用する」「航空法に基づく赤白塗装を回避する」「空背景に溶け込みやすいように亜鉛メッキ色を採用する」などの保全対策を講じることで影響を低減できると考えております。</p>

No.	意見等	見解
騒音・振動		
11	<p>工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果で工事による寄与分は昼間①地点2 d B、②地点9 d Bで環境基準内とされているが、②地点は環境基準5 5 d Bに対し5 4 d Bという予測である。車両速度や積荷条件によって環境基準を超える事態も想定される。工事期間中は適時騒音の測定を行い、環境保全対策を遵守するよう対応すべきである。</p>	<p>今回の予測結果については、500kV恵那分岐線および変電所と関連する154kV送電線事業の工事が同時に稼働する際の予測評価となっており、それぞれ各月の通行車両のピーク日が同時に重なった場合の最悪時で予測しております。</p> <p>交通法規や制限速度の遵守、乗合の徹底や工事工程の調整によるピークの重複を回避し、車両台数の低減などの保全対策を実施することにより、工事の寄与分が予測を超えることはないと思っておりますので、これらの保全対策が確実に実施されるよう工事関係者に周知徹底します。</p> <p>事後調査については、「岐阜県環境影響評価技術指針」（平成11年告示第364号、改正平成13年告示第327号）の「第四 事後調査」において、「予測の不確実性が大きい場合または効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講じる場合において、工事中及び供用後の環境の状況を把握することを目的とする」とされております。</p> <p>騒音・振動調査については、上記項目に該当しないことから、事後調査は実施しないこととしております。</p>
動物・植物		
12	<p>工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。保安林内に入る仮設工事敷地は、・・・植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種（スギ・ヒノキ）を基本として植樹するとされている。その対策を講じるのは当然であるが、問題は「元の地形に復旧し天然更新による再生」「植樹」が定着するか否である。復旧、定着が確認されるまで管理する体制をとるべきである。</p>	<p>植生回復については、行政と協議の上、森林法等関係法令を遵守しながら適切に対応します。</p>
13	<p>搬入道路等の排水については「必要に応じ」ではなく必ず側溝や横断孔などの浸食防止対策を講じるべきである。恵那市に於いて最近の台風、豪雨等で道路が浸食された例は多い。</p>	<p>「必要に応じ」というのは、現地の状況に合わせて側溝や横断溝などを必要な場所に必要な対策を適切に施工するという意味です。</p> <p>浸食防止対策については、法令に従い、諸官庁の指導のもと適切に実施します。</p>

No.	意見等	見解
14	<p>オオタカの行動圏内総メッシュ数298、高利用域メッシュ数93に対して改変区域内メッシュ数は1でそれぞれ0.34%、1.07%で影響は極めて小さいとしているが、オオタカが改変区か否かを明確に区別して利用するのではない。1.07%の影響域があればその周辺の区域もオオタカにとっては環境が変化した区域となる。工事に際して、より一層の注意を払うべきである。</p>	<p>オオタカの予測評価にあたっては、環境省の「猛禽類保護の進め方」に準拠した行動圏解析に基づいて予測評価を行っております。 工事の実施にあたっては、準備書に記載の通り、改変面積を計画面積以下とする、鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、仮設備の切り盛土は計画土量以下とし、工事完了後に原形復旧する、工事にあたっては、国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する、工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないなどの保全対策を確実に実施し、影響の低減に努めます。</p>

No.	意見等	見解
事後調査		
15	<p>事後調査はなぜ実施しないのか、要約書では意味不明である。どこに該当しないのかわからない。実施しなくてもよいという理由を説明されたい。</p>	<p>事業の影響を低減する保全対策をおこなう際に効果の不確実性がある場合や知見が不十分な保全対策を行う場合は事後調査を行うことになっておりますが、今回についてはこれに該当しないことから事後調査を実施しないこととしております。 事業を進めていくなかで事前に予測しえなかった事象が発見された場合は追加の調査を行うなど適切に対応します。</p>
その他		
16	<p>送電新会社との関係が不明、建設後の責任はどうするのか。「事後調査」が必要である。 50万ボルトの送電線と100メートルを超える鉄塔の今後の管理が不明確である。すでに全国の電力会社では、各社を横断して送電線部門の新会社をつくり、発電と送電の分離進められている。この50万ボルト超高压送電線は建設後もなく同じ扱いになるのか。それとも中電が管理運営するのか。 建設するだけ建設しておいて、後は「別会社に移ってしました、面倒なことはわたくし共では知りません」ということでもいいのか。事後調査を行わず、このアセスの結果については誰が責任を持つのですか。法律によって決められているのは、追跡、事後、建設後の調査である。事後について、アセスと実際が違った場合の回復の責任はどこの会社になるのか説明して頂きたい。</p>	<p>2020年4月に送電部門が分社化されますが、中部電力から一切関係なくなるということではなく、引き続き分社化される中部電力の送配電部門が今回の設備を責任を持って管理していきます。</p>
17	<p>リニア関連の説明会においては、JR東海リニア開発代表者、中津川市長の出席で説明会開催をお願いします。 それぞれの角度から住民は聞かれます。 中部電力さんだけで、解決する問題では無いと思いますので宜しくお願いします。</p>	<p>中津川市内の送電線事業を進めるにあたっては、行政や地域の皆様と協議しながら適切に進めてまいります。</p>